

当社は、2016年9月、東日本高速道路株式会社東北支社及び関東支社発注の東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、公正取引委員会から独占禁止法違反として、それぞれ排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。うち東北支社の入札に関し、2016年10月、東京地方裁判所において当社に対する罰金刑等の判決を受け、刑が確定しました。これらにより、2016年12月国土交通省から営業停止処分を受けました。

また、2016年8月には東京都等が発注する舗装工事の入札に関し、2017年2月には全国において供給するアスファルト合材の販売価格に関し、それぞれ独占禁止法違反の疑いで同委員会の立入検査を受けました。当社といたしましては、このような事態に至りましたことを厳粛かつ真摯に受け止め、公正取引委員会の調査には一貫して全面的協力を行うとともに、下記のとおり、独占禁止法その他の関係法令を順守した事業活動の推進に向けたコンプライアンス体制の強化を徹底し、早期の信頼回復に努めております。

1. 取締役による「談合決別宣言」（2016年4月26日取締役会決議）

当社は、今後、他の事業者と相互に、または他の事業者と共同して、官公庁または民間を問わずこれらが発注するいかなる工事についても、受注予定者を決定せず、当社において自主的に受注活動を行うことを宣言する。

2. 再発防止に向けた教育・研修制度、コンプライアンスに係る啓蒙活動の充実に関する取り組み

再発防止を徹底し、独占禁止法に限らずコンプライアンスに係る理解を醸成するため、当社グループ全職員に向けて以下のような取り組みを実施しています。

- ・小冊子「独占禁止法順守の手引」を作成、当社グループ全職員に配付して営業活動における模範的行動を具体的に示し、当社グループ全役職員の共通認識とするため、説明会を開催して理解を深めました。

日本道路グループの独占禁止法順守基本方針

当社及び関連会社の役職員は、次の方針で「独占禁止法の順守」を徹底します。

1. 「公正かつ自由な競争」を尊重します。
2. 不適切な調整行為にかかわる情報交換、会合・親睦には参加しません。
3. 「公正かつ自由な競争」を阻害する手段を用いた工事営業、JV結成協議、合材営業は致しません。
4. 他の役職員が独占禁止法に抵触する行為に係わっていると思われる時、或いは自らが係わってしまったと思われる時には、その状況を詳らかに記録し会社に報告します。
5. 独占禁止法にかかわる問題の解決に組織として取り組みます。



- ・映像教材「なぜ!ナニ! 独占禁止法」を作成して全事業所に配付して視聴しました。また、各種教育研修制度の拡充や「e-ラーニング講座」の受講によるルールの周知と理解を広めました。
- ・当社グループウェアに「業務リスクニュース」を月間で刊行、社報「nichiDO!」に「コンプライアンスの広場」コーナーを設け、定期的な情報提供や日常業務での実践のための教育研修に努めています。

3. その他の取り組み

- ・「公共入札に関わる意思決定プロセス」の透明性確保
- ・「公共入札に係るモニタリングシステム」の導入
- ・「独占禁止法順守に係る定期的な監査」の実施